## 主 文 原判決を破棄する。 本件を旭川地方裁判所に移送する。 理 由

弁護人板井一治の控訴趣意は同人提出の控訴趣意書記載の通りであるから引用する。

職権を以て調査するに記録によると本件は当初刑法第二百三十五条所定の窃盗罪として起訴せられたのであるが原審第十回公判廷に於て訴因及び罰条を変更を森林守法第八十四条第一項第四号に違反する森林窃盗として審判を求め原審はこれを正立を表示する。本体の立本を伐採造材したもの)約十七本、材積合計二十数石を窃し、本馬橇を使用してこれを同村市街地B木工場に運搬した」という事実を認定し、林馬橋を使用してこれを同村市街地B木工場に運搬した」という事実を認定し、林田と選択し被告人を懲役十月に処しているのである。然しながら簡易裁〈/要旨〉判所を選択し被告人を懲役刑を科する裁判をする権限がないことは裁判所法第三十一の各規定及び同法以外の他の法律に特にその権限あることを表表、第三十四条の各規定及び同法以外の他の法律に管轄を認めて審判したものである。よって控訴趣意に対する判断をなさず刑事訴訟法第三百九十七条、第三時第一号により原判決を破棄し同法第三百九十九条本文に従って事件を管轄第一号により原判決を破棄して主文の通り判決する。

(裁判長判事 西田賢次郎 判事 河野力 判事 臼居直道)